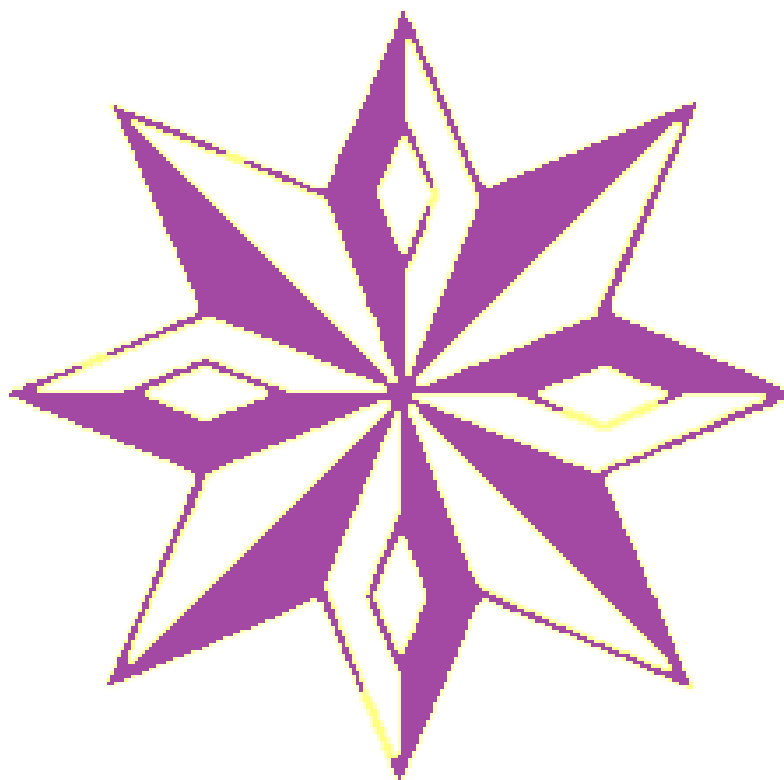


いじめ防止等に関する基本方針



山梨県立日川高等学校

山梨県立日川高等学校

いじめ防止等に関する基本方針

2026年3月改定（2014年4月初版）

第1章 基本理念・目的・定義

1 基本理念

いじめは人として決して許されない行為である。学校・家庭・地域が一体となり、未然防止・早期発見・早期対応を総合的に進める。校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。

2 方針の目的と適用範囲

- ・本方針は、本校に在籍する全ての生徒に関するいじめの防止、早期発見、対応、重大事態への対処を定める。
- ・本方針は、授業・行事・部活動・登下校・校外活動・オンライン上の行為を含む。

3 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的認識

- ・いじめはどの学校・どの生徒にも起こり得る。
- ・いじめは人権侵害であり、決して許されない。
- ・見えにくい形で行われることが多く、早期発見には日常の観察と信頼関係が不可欠。
- ・けんか・ふざけ合いでも被害性があればいじめとなり得る。
- ・態様によっては刑罰法規に該当する（例：暴行、傷害、恐喝、名誉毀損、脅迫、強要、器物損壊など）。

第2章 組織体制・公表・PDCA

1 学校いじめ対策組織

- (1) いじめ対策委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、生徒会主任、教育相談係、教育支援コーディネーター、年次主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、未然防止・早期発見・対応・研修・検証を統括する。
- (2) 拡大いじめ対策委員会：上記に学校運営協議会委員の一部や関係機関等を加え、年2回程度開催し、実態把握・施策検証を行う。事案発生時は、必要メンバーを機動的に加える。

2 方針の公表と説明

- ・学校ホームページ等で本方針を公表
- ・年度当初及び入学時に、生徒・保護者へ本方針の趣旨・相談窓口を必ず説明

3 相談・通報体制

- ・校内：担任・年次主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談係・スクールカウンセラー
- ・校外：県・市町村の相談窓口、関係機関
- ・手段：対面、電話、教育相談週間、オンラインフォーム等を整備し、通年で周知
- ・匿名・第三者からの通報も受け付け、通報者の秘匿を徹底

4 年間計画 *基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1年次	2年次	3年次	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり ・担任との二者懇談(家庭での様子の把握) ・部活動、委員会活動への登録 ・防災訓練実施から「いのち」の大切さを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・年次会議にて生徒状況の確認 ・HRづくり・学年づくり ・担任との二者懇談(家庭での様子の把握) ・部活動、委員会活動への登録 ・防災訓練実施から「いのち」の大切さを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・年次会議にて生徒状況の確認 ・HRづくり・学年づくり ・担任との二者懇談(家庭での様子の把握) ・部活動、委員会活動への登録 ・防災訓練実施から「いのち」の大切さを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の周知(HP掲載) ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ・第1回拡大いじめ対策委員会(メンバーの承認) ・学校行事への参加状況の把握
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通講話から「いのち」について学ぶ ・総体への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通講話から「いのち」について学ぶ ・総体への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通講話から「いのち」について学ぶ ・総体への積極的参加 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定期考査への取り組み ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談(家庭での様子の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定期考査への取り組み ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談(家庭での様子の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定期考査への取り組み ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談(家庭での様子の把握) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭準備における一人一役運動 ・学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭準備における一人一役運動 ・学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学園祭準備における一人一役運動 ・学校評価アンケート 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定期考査への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定期考査への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定期考査への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の家庭での様子を把握(担任・顧問の連携)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習実施から「いのち」の大切さを知る ・強歩大会から相互協力を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習実施から「いのち」の大切さを知る ・強歩大会から相互協力を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習実施から「いのち」の大切さを知る ・強歩大会から相互協力を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への積極的参加を促す
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員間による相互授業観察
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定期考査への取り組み ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定期考査への取り組み ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定期考査への取り組み 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・スキースノーボード教室での仲間意識の高揚 		<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学共通テストに向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への積極的参加を促す
1月			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・第4回定期考査への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・第4回定期考査への取り組み 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回拡大いじめ対策委員会(アンケートの調査結果)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会実施による「生き方・在り方」を学ぶ ・球技大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会実施による「生き方・在り方」を学ぶ ・球技大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰式 ・卒業式 	

5 PDCA（点検・評価）

取組の進捗・有効性・再発防止策を対策委員会で点検・評価し、必要に応じて本方針・計画を見直す。

第3章 未然防止

- ・授業改善と学級経営：「わかる授業」と規律・対話でトラブルを未然防止
- ・自己有用感の育成：生徒が活躍できる役割設計（特活・行事・生徒会・部活動）
- ・人権・道徳・情報モラルの系統指導：多様性の尊重、他者の人権、SNS リスク

第4章 早期発見

- ・日常の観察と声かけ：「生徒がいるところに教職員」を徹底し、兆候を見逃さぬ姿勢
- ・定期実態アンケート・教育相談週間の実施：結果は速やかに共有し対応に反映
- ・進学・転学時の情報共有：配慮事項を適切に引き継ぎ、安全・安心の連続性を確保
- ・記録の適正管理：事実・経過・対応・合意事項を記録し、個人情報を保護

第5章 早期対応

1 初期対応

- ・いじめを即時に停止、関係者を分離し、いじめられた生徒の安全を最優先で確保
- ・担任・年次主任・生徒指導主事・管理職へ速やかに連絡し、対策委員会で方針決定
- ・当事者・周囲・関係者・保護者からの聞き取りを複数名で行い、事実を迅速に把握

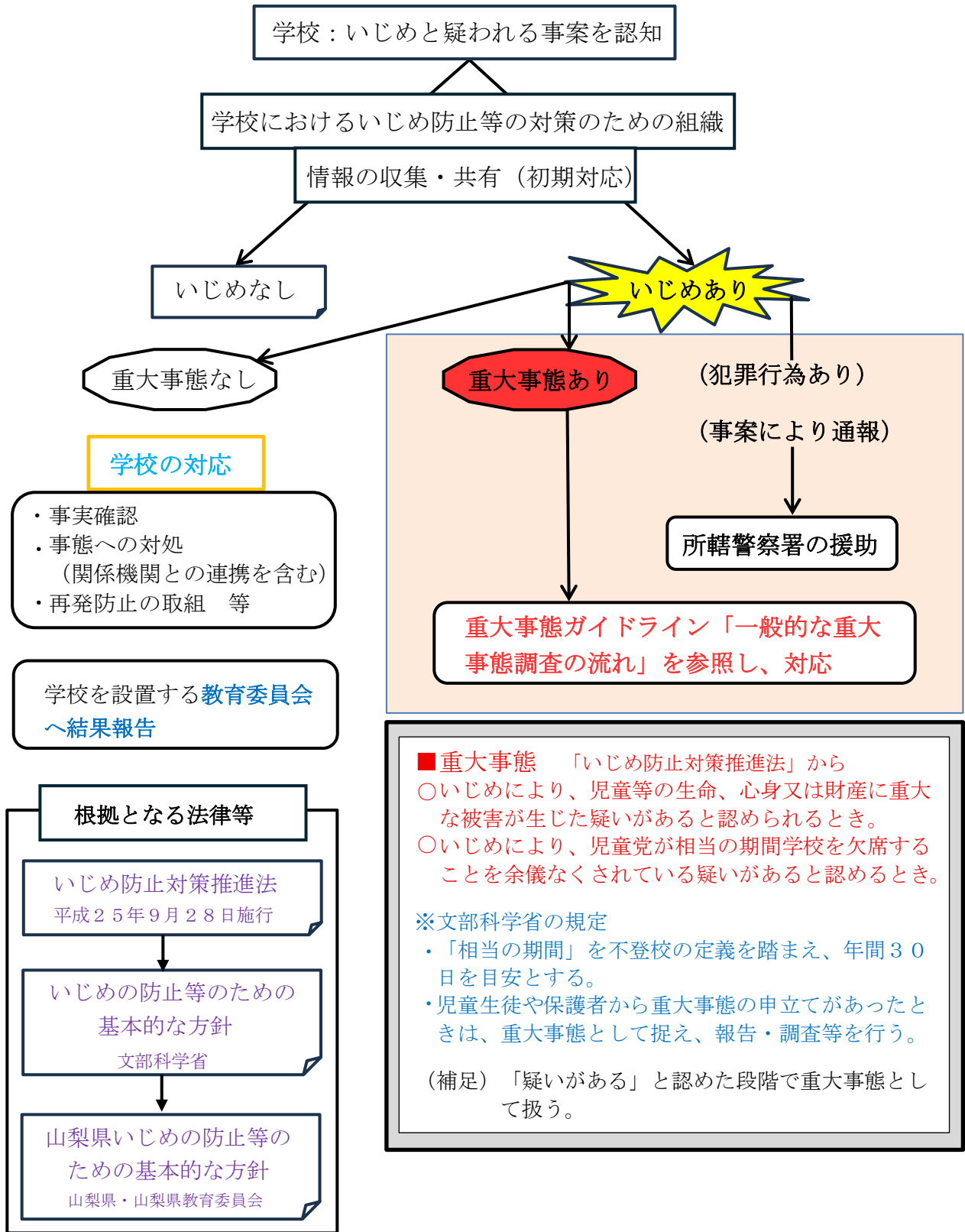
2 指導・支援

- ・いじめられた生徒：「最後まで守る」姿勢のもと、安心できる場と継続的な心理的支援
- ・いじめた生徒：教育的配慮の下で毅然とした指導を行い、加害・被害の理解の深化
- ・周囲の生徒：傍観の否定と仲裁者への転換を指導、通報の勇気を称え秘匿を徹底
- ・保護者：初動段階で面談し、学校の方針・役割分担・再発防止策を共有

3 継続支援・再発防止

- ・状況を定期点検し、学級経営・授業改善・仲間関係の再構築を組織で支援
- ・必要に応じて関係機関・専門家（SC/SSW など）と連携

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応



第6章 警察・関係機関・保護者・地域との連携

[警察]

命と安全を最優先とし、次の場合は直ちに所轄警察署に相談・通報し、連携して対応する。

- ・暴行、傷害、恐喝、名誉毀損・侮辱、脅迫、強要、器物損壊などの疑い
- ・児童ポルノ関連（撮影・提供・拡散等）や私事性的画像記録の提供等に該当
- ・生命・身体・財産に重大な被害のおそれ

[関係機関]

- ・児童相談所、医療、地方法務局・人権、人権擁護機関、教育委員会等との情報共有体制を平素から整備
- ・校外窓口・担当者一覧を適宜更新し、職員に周知

[保護者・地域]

- ・研修会や学校運営協議会で情報共有と合意形成
- ・学校等が講じるいじめ防止措置への理解と協力

第7章 インターネット上のいじめ

- ・定義：SNS等での誹謗中傷、排除、画像・動画の拡散等、オンラインで行われるいじめ
- ・特殊性：匿名性・拡散性・残存性・可視化困難性
- ・未然防止：情報モラル教育と保護者とのルール形成
- ・早期対応：証拠確保、削除要請、専門機関連携、警察相談等の迅速な対応

第8章 解消の判断と見守り

- ・いじめ行為が止んでいる状態が相当期間（目安：少なくとも3か月）継続
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる状態（本人・保護者に面談等で確認）

上記が満たされても、再発を想定し注意深く観察を継続する。

第9章 重大事態の対応（県ガイドライン準拠）

1 重大事態の定義

- ・いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより相当の期間（目安：年間30日）登校できない疑いがあるとき
- ・生徒・保護者から重大事態の申立てがあったとき

1 発生時の報告・調査

- ・学校長は教育委員会に直ちに報告
- ・県立学校では教育委員会が主体となって調査（附属機関による調査）
- ・調査では事実関係の網羅的確認、個人情報保護、当該生徒の安全確保・継続支援を同時並行で実施
- ・被害生徒・保護者の所見は、希望があれば調査結果に添付

第10章 情報公開・個人情報の保護

- ・本方針はHPで公表
- ・見直しは社会状況や上位方針の改訂に応じて随時実施
- ・個人情報は法令等に基づき適切に取り扱い、目的外不利用

付録 相談窓口

- ・校内：担任／年次主任／生徒指導主事／養護教諭／教育相談係／スクールカウンセラー等
代表電話 0553-22-2321（平日 8:30-17:00）
- ・校外：「相談窓口を探す」コーナー／24時間子供SOSダイヤル／こども人権110番等

名称	所轄等	URL・電話番号
「相談窓口を探す」コーナー	こども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm 0120-0-78310（24時間年中無休）
こども人権110番	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html 0120-007-110（平日8:30～17:15）
少年サポートセンター	山梨県警	https://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/saportsenter.html 0120-31-7867（平日8:30～17:00）

上位方針

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針(令和6年11月改定)」に基づき作成

[ijimebousi kihonhoushin1.pdf](#)